

月	通	路	站
---	---	---	---

分第1・2種低層住宅専用地域の画との画数割合は、図中に表記がない限り、10%です。※中央部、受胎地域内の集積規制は、一部地域を除き $\frac{2}{10}$ となります。（建築基準法）
 ※都市計画特別地区は、令和2年9月1日に廃止されました。ただし、建築基準法第40条の第2項から第5項までの規定の適用については、それぞれ都市計画特別地区と特別地区とが併用され、それぞれにおいて適用されます。

※この図面は概略をなすものであり、詳細は承知市役所都市計画課及び北部都市整備事務所でご確認下さい。

著作権所有兼発行者 浜松市 許可なく複製を禁ずる。